

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現 に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野3

経済・産業を支える分野

■がんばる中小企業の支援

【経済産業省、中小企業庁】

県担当課：産業労働政策課、金融課

我が国の経済は緩やかな回復基調が続いているとされているが、地方経済においては好況の波が十分に行き届かず、特に中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然厳しい。本格的な景気回復と持続的な経済成長を実現するには、地域経済をけん引する中小企業・小規模事業者の安定した事業継続や生産性の向上を図ることが必要である。

また、中小企業・小規模事業者が将来にわたって発展していくためには、時代の変化に対応することが必要であり、新たな取組にチャレンジする中小企業・小規模事業者を強力にバックアップすることが求められている。

1 中小企業を支える信用補完制度の推進

【中小企業庁】

信用補完制度の見直しに当たっては、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼすことのないよう、慎重に検討すること。

◆現状・課題

- ・ 「日本再興戦略 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」に、「金融機関が経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組むよう促すため、信用保証制度の在り方について検討する」ことが盛り込まれた。
- ・ 平成 27 年 12 月に中小企業政策審議会（基本問題小委員会金融ワーキンググループ）は、「中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度の確立に向けて中間的な整理」を取りまとめた。
- ・ この中間的な整理において、責任共有制度の「一律 8 割」の取扱いを企業のライフステージに応じ金融機関の責任割合を高めることや「100%保証」であるセーフティネット保証の運用の見直しなどについて方向性が示された。
- ・ 中小企業・小規模事業者の中には、信用保証制度を利用しなければ円滑に資金調達できない事業者も存在しており、本県中小企業・小規模事業者の 3 割に相当する約 5 万 2 千の企業が信用保証制度を利用している。
- ・ 中小企業・小規模事業者の安定的な事業の継続には円滑な資金調達が不可欠であり、信用補完制度が本来の機能を十分に発揮する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 信用補完制度の見直しに当たっては、地方公共団体や関係団体の意見を踏まえ、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼすことのないよう、慎重に検討すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

- H28. 5. 31 中小企業政策審議会第 7 回金融ワーキンググループ開催。
- H28. 6. 2 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、「信用保証制度の見直しに係る詳細設計を進め、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る」とされた。
- H28. 7. 1 中小企業政策審議会第 8 回金融ワーキンググループ開催。

2 官公需適格組合の証明制度の見直し

【経済産業省、中小企業庁】

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、組合が取得する官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるよう制度の見直しを行うこと。

◆現状・課題

- ・ 官公需適格組合制度は、官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを各経済産業局及び沖縄総合事務局が証明する制度である。
- ・ 証明区分は「物品納入等」と「工事」に区分されており、当該組合が行っている事業や受注しようとする事業内容に応じて証明を受けるが、取得できる証明はいずれか1つのみとなる。
- ・ 多くの自治体が行う入札に参加するためには「物品等」、「工事等」の区分ごとに入札参加資格登録を行う必要がある。
- ・ 組合の中には、電気工事工業組合など、工事と保守管理の両方に対応可能な組合もあり、両方の区分に登録が可能である。
- ・ 官公需適格組合の証明を受けている組合には、入札参加資格登録の格付け審査時に特例が設けられているが、「物品納入等」と「工事」の両方の証明が受けられないため、証明を受けていない区分の入札参加資格登録においてその特例を十分に受けられていない状況にある。
- ・ よって、組合が取得する官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるよう制度の見直しを行い、中小企業の受注機会の増大に努めていくことが必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 組合が取得する官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるよう制度の見直しを行うこと。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

■新たな成長を導く次世代ビジネスの振興

【国土交通省】

県担当課：下水道事業課

地球規模の環境・エネルギー問題への対応等社会経済情勢が大きく変化する中で、産業構造の転換を進めていくことは、新たなビジネスチャンスの創出にもつながる。

今後大きな成長が予測されている世界の水ビジネス市場で国際展開を進めていくためには、地方公共団体の運営・管理技術を活かして官民連携した国際競争力の強化が求められている。

1 下水道分野の国際展開に対する支援の拡充

【国土交通省】

下水道分野において、地方自治体と民間企業とが官民連携して国際展開を図るための海外での調査費などについて十分な財政支援を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 世界の水ビジネス市場は今後大きく成長していくことが予測されており、トータルシステムとしての日本の高い下水道技術が求められている。
- ・ 現在、国土交通省では、優位技術のさらなる国際競争力の強化を目的として、「下水道革新的技術実証事業（B-DASH）」や「水・環境ソリューションハブ（WES-Hub）」の取組が進められている。
- ・ 本県においても、下水道分野の国際展開を進めており、WES-Hubの登録都市として、県内下水道関連企業とのB-DASH事業の共同研究や、海外展開に向けた情報発信拠点施設の整備充実などを進めている。
- ・ 国土交通省では、日本の下水道技術が海外で導入できるかの可能性調査を行っているが、都道府県が海外で調査する際の交付金制度がない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国土交通省が創設した社会資本整備総合交付金の交付要綱に記載のある「基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等」である「効果促進事業」の交付対象について、「国際展開に向けた海外での調査費等」を新たに追加するとともに、必要となる財政支援を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況【国土交通省】

要望に係る概算要求なし

■収益力ある農業の確立

【財務省、農林水産省】

県担当課：農業政策課、農業ビジネス支援課、農村整備課

国が、平成27年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」では、平成37年度の食料自給率目標をカロリーベースで45%としており、麦・大豆・飼料用米等の生産拡大を図っているところである。

本県はその生産の基盤となるほ場の整備率が全国平均より低い。本県においても耕地を最大限に活用し、麦・大豆等の作付け拡大など、今まで以上に自給率向上を図るためには、一層の農地の整備を進める必要がある。

さらには、農業水利施設の老朽化対策や、台風・ゲリラ豪雨等自然災害が増大するなどの気象変化に対応した災害に強い農村づくりが重要な課題である。

また、農地の有効利用や細分化防止などを図るためには、農地税制に係る特例措置の充実が必要である。

1 農産物貿易交渉に係る万全の国内対策の実施と適切な貿易ルールの確立 (再掲) (11 ページ)

【農林水産省】

2 計画的な農業農村整備事業の実施 (再掲) (12 ページ)

【農林水産省】

3 農地税制に係る特例措置の充実

【財務省、農林水産省】

農地の市民農園としての有効利用やほ場整備の推進に資するため、相続税及び贈与税の納税猶予対象農地に対する特例措置の充実、拡充を図ること。

また、農業生産のみならず、緑地空間の提供や防災機能の発揮など多様な役割を果たしている都市農地について、意欲ある農業者が営農を継続できるよう、税制の特例措置を講じること。

◆現状・課題

(1) 相続税納税猶予制度等の充実について

- ・ 相続税又は贈与税の納税猶予を受けている特例農地について、市民農園を開設するJA等に貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切られてしまうことから、農地の有効利用を進めていく上で支障となっている。
- ・ また、ほ場整備に伴い用排水路・農道等として利用のために譲渡する場合にも、納税猶予が打ち切られてしまうことから、ほ場整備を進めていく上で支障となっている。

(2) 都市農地に係る税制の特例措置の充実について

- ・ 都市地域の農業は、都市化の潮流の中にあっても、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、県土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能を発揮している。
- ・ 都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ、良好な都市環境の形成に資するため、平成27年4月に都市農業振興基本法が公布・施行され、政府は、必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じることとされている。
- ・ 都市農地については、生産緑地の指定を受けることで税制の特例措置が講じられているが、営農意欲がある者がいるにもかかわらず、生産緑地の要件を満たさないことなどから、指定されていない都市農地が存在する。

◆提案・要望の具体的内容

(1) 相続税納税猶予制度等の充実について

- ・ 相続税及び贈与税の納税猶予制度については、市民農園整備促進法等に基づき市民農園を開設する地方公共団体やJA等に市民農園として利用するため特例農地を貸し付けた場合にあっては、引き続き納税猶予の適用を受けることができる仕組みとすること。
- ・ また、ほ場整備に伴い用排水路・農道等として利用するために特例農地を譲渡した場合にあっては、納税が免除される仕組みとすること。

(2) 都市農地に係る税制の特例措置の充実について

- ・ 都市地域における農業の重要性に鑑み、意欲ある農業者が耕作している都市農地については、営農を継続できるよう、生産緑地並みの税制措置を講じること。

○国の動向等

◇概算要求状況【農林水産省】

要望に係る概算要求なし

◇制度改正等の状況【農林水産省・国土交通省共管】

平成29年度税制改正要望(案)において、都市農業の振興にあたり、新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置(相続税・固定資産税)が検討されている。

■収益を生み出す林業の振興

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

県担当課：森づくり課

収益を生み出す林業を目指すには、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を促進し、持続的な森林経営を行うことが重要である。

このためには、「植えて、育てる」森林整備を積極的に実施し、森林資源の充実と地域振興に重要な役割を果たしている森林整備法人への支援強化を図っていく必要がある。

1 森林整備法人への支援の充実・強化

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

森林整備事業及び管理経費に係る財政支援の充実・強化とともに、(株)日本政策金融公庫資金について、償還利子の軽減、無利子資金の充実、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆現状・課題

- ・ (公社)埼玉県農林公社は、昭和58年度に設立後、県内全域で森林整備を行い約3,200haの森林を造成・管理するに至っている。しかし、現在その多くが伐採時期に達せず、立木販売収入を得られる森林となるのは20数年先である。
- ・ 農林公社は森林整備等に係る財源の多くを(株)日本政策金融公庫からの借入金に依存している。立木販売収入が無い中で元利償還は経営の大きな負担となるため、公庫への元利償還金の全てを県からの借入金で賄っており、平成27年度末の債務残高は189億円に達している。(うち公庫分は95億円、県分は94億円)
- ・ 県は平成19年度以降の新規県貸付金については無利子としている。さらに、平成22年度からは平成9年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化を行っている。
- ・ 県は、平成22年2月に今後の経営改革に関する方針を定めた「埼玉県農林公社経営改革プラン」を策定し、農林公社の経営改革を指導している。
- ・ 農林公社はこのプランに基づき、実施工程表を作成し経営改善に取り組んでいる。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人による森林整備を支援し、補助事業、金融措置、地方財政措置を講じてきたが、更なる措置を講ずる必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 補助制度を拡充し、強化すること。
- ・ 公庫償還利子を軽減し、無利子資金を充実させること。
- ・ 任意繰上償還を弾力化すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【農林水産省】[国費ベース]

森林環境保全直接支援事業	382億5,200万円	(28年度238億2,000万円)
分収林契約適正化事業	7,813万円	(28年度7,813万円)

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

■埼玉の活力を高める道路整備

【財務省、国土交通省】

県担当課：道路政策課

圏央道などの高規格幹線道路や新大宮上尾道路などの地域高規格道路は、本県だけでなく我が国の成長エンジンである首都圏の発展を支える重要な道路である。

高速道路ネットワーク整備の進展により、本県の交通の利便性は高まっている。今後は、県土の骨格となるこれらの道路を活用することで本県の潜在能力を余すことなく発揮させ、生活の利便性を向上させるとともに、産業の振興をより一層促進する必要がある。

しかし、今までの交通量の急激な増加に対し道路の整備が立ち遅れており、県内各地で渋滞が発生し本県の混雑時の走行速度は全国ワースト4位となっている。

1 幹線道路網整備の推進

(再掲) (33 ページ)

【国土交通省】

2 高速道路ネットワークの有効活用

【財務省、国土交通省】

首都圏の高速道路ネットワークを有効活用するため、一体的で利用しやすい料金体系を構築するとともに、サービスエリア等の拡充、スマートインターチェンジの整備等を推進すること。

◆現状・課題

- ・ 埼玉県内の圏央道が全線開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展しており、一般道の交通負荷軽減や物流効率化のため、高速道路を有効活用すべきである。
- ・ 平成28年4月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金を実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
- ・ 圏央道沿線には物流拠点や工場等の立地が進んでおり、大型車両の増加など高速道路の利用形態は年を追うごとに変化している。

◆提案・要望の具体的内容

○一体的で利用しやすい料金体系の構築

- ・ 新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。
- ・ ビックデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

○サービスエリア等の拡充

ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保し、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。

- ・ 東北自動車道 蓮田サービスエリア (新上り線)
- ・ 東京外環自動車道 八潮パーキングエリア (仮称)

○スマートインターチェンジの整備

交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進にあたり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。

- ・(仮称) 寄居PAスマートインターチェンジ
- ・三芳スマートインターチェンジ(フル化)等

○国の動向等

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

